

オフィス・ソメヤ通信

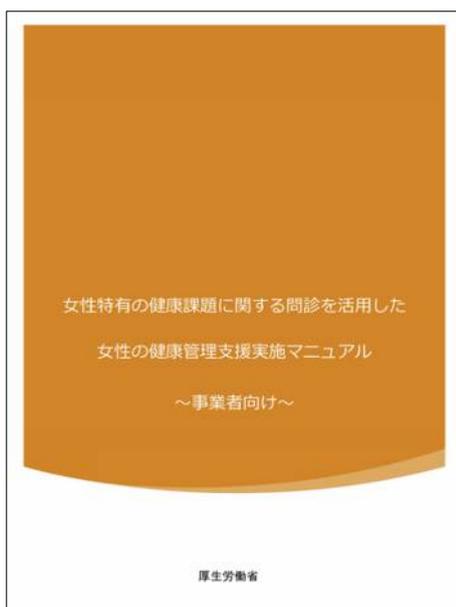
2026年3月号 No.165

〈発行〉社会保険労務士オフィス・ソメヤ
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-23-7
第3 瑞穂ビル 209号室
e-mail info@office-someya.jp

女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」公表

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討のなかで、問診票に女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害等）に係る質問を追加することが適当とされ、厚生労働省において、望ましい対応等を示したマニュアルが作成され、公表されました。

◆「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」の意義など



このマニュアルは、一般健康診断の機会を活用して、女性特有の健康課題により職場で困っている労働者に対し、事業者が対応すべき内容、望ましい職場環境改善の取り組みや参考情報をとりまとめたものとなっています。

【女性の健康問診の位置づけ】

女性の健康問診は、業務との直接的な関連性や作業関連疾患としての位置づけが限定的であるため、事業者に義務付けられているものではありません。

その目的は、女性自身の健康状態への気づきを促し、必要に応じて労働者が医療機関へアクセスできるよう支援することにあります。

⑨女性の健康問診の主体（労働者に対する直接的な介入者）は健康診断実施機関（以下「健診機関」という）であり事業者ではありません。別途作成された「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」に基づき、健診機関が、女性の健康問診を実施し、健康課題により困っていることがあると回答した労働者に対し、女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医への早期受診勧奨を行うこととされています。

なお、その回答内容は、個人情報保護の観点から、本人の同意なく事業者提供されることはないこととされています。

【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68776.html

在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」を改定 令和8年4月から

厚生労働省から、令和8年度の年金額改定についてお知らせがありました。

令和8年度の年金額は、法律の規定に基づき、国民年金(基礎年金)は1.9%の引き上げ、厚生年金保険(報酬比例部分)は2.0%引き上げられます。

また、在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」についても、名目賃金の変動に応じて改定が行われるということです。こちらでは、在職老齢年金に着目してお伝えします。

◆在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」の改定(令和8年4月～)

「支給停止調整額」は、令和7年の年金制度改正により法定の額の引き上げ(48万円→62万円)が行われ、これに名目賃金の変動に応じた改定が適用され、令和7年度の51万円から、**令和8年度は「65万円」**に大幅に引き上げられることになりました。

・～令和8(2026)年3月

賃金(賞与込み月収) + 年金の月額が、

・「51万円」超えないとき → 年金の減額なし

・「51万円」超えるとき → 年金の減額あり(超える額の2分の1を支給停止)



・令和8(2026)年4月～

賃金(賞与込み月収) + 年金の月額が、

・「65万円」超えないとき → 年金の減額なし

・「65万円」超えるとき → 年金の減額あり(超える額の2分の1を支給停止)

〈補足〉上記の減額(支給停止)の仕組みは、令和4年4月施行の改正で、60歳台前半の在職老齢年金と60歳台後半・70歳以上の在職老齢年金に共通のものとなっています。

◇イメージ図／厚生労働省の資料を一部修正 ◇



【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000191631_00020.html

子ども・子育て支援金制度のリーフレットが公表されました

子ども・子育て支援金制度による「子ども・子育て支援金」の徴収が、令和8年4月から(給与天引きはその翌月から)スタートします。

◆子ども・子育て支援金制度／事業主向けリーフレット(抜粋)

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

令和8年4月保険料(5月に給与天引き)より支援金を拠出いただきます。

- ※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料率(支援金率)は0.23%です。

- ※ 支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。
- ※ 基本的に支援金額の半分を企業のみなさまに拠出いただきます。
- ※ 賞与からも支援金を拠出いただきます(標準賞与×支援金率)。

もっと知りたい! 子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

Q 給与明細で分けて記載しないとい

こちらのリーフレットにはQ & Aも掲載されており、そのなかには、次のようなものもあります。

Q 給与明細で分けて記載しないといけないの?

A 保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、本制度が社会全体で子どもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細にその内訳を記載する取組についてご理解・ご協力をお願いします。

給与明細に、保険料額の内訳として支援金額を示すか否かについては、上記の見解を念頭に置きつつ、各企業の実情に応じて対応すれば差し支えないでしょう。

たとえば、協会けんぽに加入し、保険料額表を用いて保険料を計算している企業においては、今後公表される保険料額表の表記の仕方も考慮して、給与明細の記載内容を取り決めればよいと思います。

編 集 後 記

気がつけば、3月。少しずつ暖かい日が増え、春の訪れを感じられるようになってきました。いよいよ2026年のゴルフを本格的に楽しむシーズンに突入です!

3月は既に2回のラウンドが予定されており、練習しなくては!と少々焦り始めていますが、レッスンに通えておらず、余計に焦っています。

いずれにせよ、ベストスコア更新できるよう練習時間を作りたいと思います。